



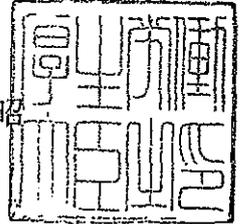
厚生労働省発職 0323 第 1 号

平成 2 2 年 3 月 2 3 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 労働移動支援助成金制度の改正

- (一) 求職活動等支援助成金について、職場体験講習を受講させた事業主や職場体験講習で受け入れた労働者を雇い入れた事業主に係る助成を廃止するものとする。
 - (二) 求職活動等支援助成金について、求職活動等のための休暇を付与された対象者一人一日当たりの助成額を七千円に引き上げるものとする。
 - (三) 再就職支援助成金について、再就職の支援の委託に係る助成率を三分の一（中小企業事業主は二分の一）に引き上げるものとする。
 - (四) 再就職支援助成金について、新規・成長十五分野事業を行う事業主への再就職が実現した場合の助成金の加算措置を廃止するものとする。
 - (五) 離職者住居支援助成金を廃止するものとする。
- 二 定年引上げ等奨励金制度の改正

(一) 中小企業定年引上げ等奨励金について、当該助成金の支給対象となる措置を講じた事業主のうち、当該措置を講じた後六箇月を経過した事業主に限り助成金を支給するものとする。また、七十歳以上までの定年の引上げ、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする七十歳以上までの継続雇用制度を導入する措置を講じた事業主については、当該事業主に一年以上雇用される六十四歳以上の雇用保険被保険者（当該制度を有する法人等を設立した事業主の場合は、当該事業主に雇用されている六十四歳以上の者）がいらない場合は、支給する額を半額とするものとする。

(二) 定年引上げ等奨励金として、中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金を廃止し、高年齢者雇用確保充実奨励金を新たに支給するものとする。

高年齢者雇用確保充実奨励金は、傘下の構成事業主の全部又は一部（その数が二十以上の場合に限る。以下「対象事業主」という。）における高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条第一項に基づく高年齢者雇用確保措置（以下「確保措置」という。）の導入、六十五歳以上の年齢までの定年の引上げ、六十五歳を超える年齢までの継続雇用制度の導入等の確保措置の充実、その他高年齢者の雇用環境の整備を図ることを目的とし、対象事業主に対し、相談、

情報提供その他の援助措置を実施した事業主団体に対して、当該措置に要した費用の額（対象事業主の数が百以下の場合であつてその額が百万円を超えるときは百万円、百一以上二百以下の場合であつてその額が二百万円を超えるときは二百万円、二百一以上の場合であつてその額が三百万円を超えるときは三百万円）及び当該措置の成果に応じた額（二百万円を上限とする）を支給するものとする。

三 自立就業支援助成金制度の改正

(一) 高年齢者等共同就業機会創出助成金について、設立した法人の主たる事業所が所在する都道府県における有効求人倍率に応じ、支給額を有効求人倍率が一倍未満の地域にあつては法人設立等に要した費用の三分の二、有効求人倍率が一倍以上の地域にあつては法人設立等に要した費用の二分の一に相当する額とするものとする。

(二) 受給資格者創業支援助成金について、次のように改正するものとする。

イ 創業に係る費用の上限額を百五十万円に引き下げるものとする。

ロ 雇用する労働者が二名以上の場合は上乗せ分としてさらに五十万円を支給するものとする。

ハ 同意雇用開発促進地域における優遇措置を廃止するものとする。

四 試行雇用奨励金制度の改正

試行雇用奨励金（技能継承分）を廃止するものとする。

五 育児・介護雇用安定等助成金制度の改正

(一) 育児・介護雇用安定等助成金のうち、その雇用する子を養育する被保険者について、短時間勤務制度を設け、当該制度を利用した被保険者がいる事業主に対する助成について、次のように改正するものとする。

イ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）附則第二条により所定労働時間の短縮措置に係る規定が適用猶予とされた常時百人以下の労働者を雇用する事業主（以下「改正法適用猶予事業主」という。）以外の中小規模事業主については、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者について、短時間勤務制度を設け、当該制度を利用した被保険者がいる事業主に限り、助成の対象とするものとする。

ロ 短時間勤務の制度に関し専門的知識を有する者に当該制度の利用促進について助言を受けた中小規模事業主に対する助成を廃止するものとする。

ハ 助成の対象について、平成二十二年三月三十一日以前に助成の対象となる短時間勤務制度を利用させたことのない事業主に限るものとする。

(二) 事業所内保育施設設置・運営等助成金について、事業所内保育施設を設置又は整備した中小企業事業主に対する助成額に係る暫定措置を廃止し、当該助成額を、事業所内保育施設の設置又は整備に要した費用の三分の二に相当する額に引き上げるものとする。

(三) 中小企業子育て支援助成金のうち、短時間勤務制度を設け、当該制度を利用させた事業主に対する助成を廃止するものとする。

(四) 中小企業子育て支援助成金のうち、育児休業制度を設け、当該制度を利用させた事業主に対する助成は、当該被保険者を育児休業後一年以上（平成二十二年五月一日前に育児休業を修了した被保険者にあつては、六箇月以上）継続して雇用した場合に支給するものとする。

(五) 育児休業取得促進等助成金について、育児休業取得促進措置における助成率の引上げ及び短時間勤

務促進措置等の適用期間を延長し、当分の間の措置とするものとする。

六 人材確保等支援助成金制度の改正

(一) 中小企業人材能力発揮奨励金を廃止するものとする。

(二) 中小企業基盤人材確保助成金について、一般労働者の雇入れに係る助成、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域の場合における上乗せ措置及び小規模事業者に対する上乗せ措置を廃止するとともに、生産性向上の場合における基盤人材の雇入れに係る助成額を百七十万円に引き上げるものとする。

(三) 中小企業雇用安定化奨励金について、次のように改正するものとする。

イ 正社員転換制度を導入・適用した事業主に対する支給額を四十万円に引き上げるものとする。

ロ 正社員転換制度を適用した場合の労働者一人当たりの支給額を二十万円（母子家庭の母等は三十万円）に引き上げ、二人以上転換した場合に適用するものとする。

ハ 共通の処遇制度を導入・適用した事業主に対する支給額を六十万円に、共通の教育訓練制度を導入・適用した事業主に対する支給額を四十万円にそれぞれ引き上げるものとする。

七 障害者雇用促進助成金制度の改正

(一) 障害者雇用促進助成金として、精神障害者雇用安定奨励金を次のように新たに支給するものとする
こと。

イ 精神障害者を公共職業安定所の紹介により雇い入れるとともに、精神障害者支援専門家（精神障害者に対する支援経験が三年以上の精神保健福祉士等）を雇い入れ、精神障害者の雇用管理に関する業務を担当させる事業主に対し、精神障害者支援専門家の賃金額（その額が百八十万円を超えるときは、百八十万円）を支給するものとする。

ロ 精神障害者を公共職業安定所の紹介により雇い入れるとともに、精神障害者支援専門家を委嘱し、精神障害者の雇用管理に関する業務を担当させる事業主に対し、委嘱一回につき一百万円（ただし、一年につき二十四万円を限度とする。）を支給するものとする。

ハ 精神障害者を公共職業安定所の紹介により雇い入れるとともに、その雇用する一般被保険者に精神保健福祉士等の資格を取得するための講習を修了させ、精神障害者の雇用管理に関する業務を担当させる事業主に対し、その受講に要した費用の三分の二の額（その額が五十万円を超えるときは、五十万円）を支給するものとする。

二 公共職業安定所の紹介により雇い入れた又は職場復帰させた精神障害者と同じ職場で働く労働者に対して、精神障害者の支援に関する講習を受講させる事業主に対し、その受講に要した費用の二分の一の額（ただし、講習一回につき五万円、かつ、一年につき二十五万円を限度とする。）を支給するものとする。

ホ 公共職業安定所の紹介により雇い入れた又は職場復帰させた精神障害者の雇用管理に関する業務を担当させる者として、既に雇用している別の精神障害者を配置した事業主に対し、二十五万円を支給するものとする。

(二) 障害者雇用促進助成金として、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金を新たに支給するものとする。

障害者就業・生活支援センター設立準備助成金は、一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は医療法人であつて、障害者就業・生活支援センターの指定を受けるための準備計画を作成し、都道府県労働局長から認定を受けた事業主に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十四条各号に掲げる業務（障害者の就業支援に係

るものに限る。)に要する費用の額(その額が六百万円を超えるときは、六百万円)を支給するものとする。

(三) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十六号)第二条の施行に伴い、障害者雇用促進助成金について、次のように改正するものとする。

イ 障害者初回雇用奨励金について、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を二人以上雇い入れる事業主に対して支給するものとする。

ロ 特例子会社等設立促進助成金の支給要件である障害者の数の算定について、障害者である短時間労働者を〇・五人として算定するものとする。

八 雇用調整助成金制度の改正

残業削減雇用維持奨励金を廃止するものとする。

九 通年雇用奨励金制度の改正

通年雇用奨励金について、次のように改正とおりにするものとする。

(一) 暫定措置である移転経費助成及び休業助成について三年間延長するものとする。

(二) 季節トライアル雇用を経た後の通年雇用奨励金の助成率を三年間「三分之一」から「二分之一」に引き上げるものとする。

第二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

育児・介護雇用安定等助成金について、次のように改正するものとする。

(一) 第一の五(一)の助成について、中小規模事業主(改正法適用猶予事業主に限る。)については、助成の対象となる短時間勤務制度を利用した被保険者が最初に生じた場合には百万円、二番目から五番目に生じた場合には八十万円、中小規模事業主(改正法適用猶予事業主を除く。)については、当該被保険者が最初に生じた場合には五十万円、二番目から十番目に生じた場合には四十万円、中小規模事業主以外の事業主については、当該被保険者が最初に生じた場合には四十万円、二番目から十番目に生じた場合には十万円を支給するものとする。

(二) 第一の五(一)の助成について、期間を定めて雇用されている労働者が最初に生じた場合に係る助成を廃止すること。

第三 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正

短時間正社員制度を導入した事業主に対して支給する短時間労働者均衡待遇推進等助成金について、制度利用者の二人目から十人目までに係る支給額を十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円）に引き上げるものとする。

第四 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正

建設雇用改善助成金について、次のように改正するものとする。

(一) 第四種建設教育訓練助成金について、建設事業主が、その雇用する建設労働者に対し、普通職業訓練の普通課程若しくは専修訓練課程又は高度職業訓練の専門課程を受けさせた場合、対象建設労働者一人につき、一日当たりの支給額を五千四百円に引き上げるものとする。

(二) 第四種建設教育訓練助成金について、建設事業主が、その雇用する建設労働者に対し、技能実習等を受けさせた場合、対象建設労働者一人につき、一日当たりの支給額を七千円に引き上げるものとする。

(三) 建設事業主雇用改善推進助成金について、中小建設事業主又は元方事業主が、雇用管理研修等又は雇用管理援助担当者研修を行った場合、対象労働者一人につき、一日当たりの支給額を七千円に引き

上げるものとする。

(四) 建設雇用改善助成金として、建設業人材育成支援助成金を新たに支給するものとする。

建設業人材育成支援助成金は、学校等の学生等に対して行う建設事業に対する関心及び理解の増進若しくは学生等の建設事業への就業に必要な能力の開発及び向上を図るための事業等を行うための計画を機構に対して提出し、認定を受けた中小建設事業主の団体又は連合団体であつて、当該計画に基づいて事業を行うものに対して、一の事業年度につき、当該事業に要した経費のうち厚生労働大臣が定める経費の三分の二に相当する額（その額が八百万円を超えるときは、八百万円）を支給するものとする。

第五 その他

一 この省令は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の七(三)については平成二十二年七月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。